

10 こどもの思いや意見をきいて、おとながそれにこたえること(当事者であるこどもの権利擁護の取組)

長

さて、ここまで、新しい計画の目指すもの(目標)や基本的な考え方(計画の理念)などについて話をしてきました

長

ここからは、具体的にどのようなことに取り組んでいけばよいのかについて、みなさんと話をしながら決めていきたいと思います

里

やらなければいけないことは、たくさんありそうですね

長

もちろん、時間はかかるとは思いますが、順番に話をしていきましょう

C

そうすると、まずは何ですか？

長

まずは、新しい計画での取組の全体にかかわるような取組になると考えています

C

何でしょうか？

長

「こどもの思いや意見をきいて、おとながそれにこたえる」ための取組です

里

こどものための取組をしていくあらゆる場面で、求められるものだと思いますので、まずはそのことについて話し合うのは、よいことだと思います

10-1 「こどもの思いや意見をきくこと」と「こどもの権利を守ること」

現在の計画における取組の1つに「こどもの権利擁護」(こどもの権利を守ること)がありますが、その内容はこどもの意見をきく(意見聴取・アドボカシー)というものです。

ここで検討していく取組はその延長の上にあるものとなります。

ところで、今回の新しい計画の目標は「こどもが人として大切にされ、安心して育ち、自分らしく生きられること(こどもの権利を守ること)」としています。

それは、5-4において説明したとおり「こどもが人として大切にされ(こどもはおとなと同じ権利の主体であり、こどもの最善の利益を考慮しなければならない)、安心して育ち(生理的欲求から承認欲求を満たす)、自分らしく生きられるようにする(自己実現の欲求を満たす)」ことで、こどもの権利を包括的に保障するということを目指すというものです。

それでは、なぜ現在の計画では「こどもの意見をきく」ことが「こどもの権利を守ること」になっていたのでしょうか？

そこについて、改めて説明しておきたいと思います。

まず、「こどもの意見をきく」ことについては、「こどもの権利条約」の原則の1つとして、(こどもが権利の主体であることを前提とした上で)「こどもがこども自身に関わる事柄について意見を言い、それがおとなに考慮されること」(第13条)があります。

つまり、「こどもの意見をきくこと」は、「こどもの最善の利益」(第3条)と同じ、「こどもの権利」の1つとなっています。

そして、このこどもの権利の1つである「こどもの意見をきくこと(意見聴取・アドボカシー)」を「こどもの権利を守ること(こどもの権利擁護)」としていた理由ですが、それは、平成28年の児童福祉法改正によって明記された、こどもが権利の主体であることを明確にすることであったと考えています。

こどもが権利の主体であるという考え方は、こどもが「弱くておとなから守られる存在」として、おとなから守られる受動的な対象であるだけではなく、能動的な主体として、「ひとりの人としての権利(人権)を持っている」という考え方への転換です。

しかし、未だにおとな側の考え方として、こどもは未熟で、おとなに教えられ、育てられ、導かれるべきだけの対象であって、こどもの意見はきく必要はない、あるいは、こどもの言うことは無責任な意見だから耳を傾ける必要はないといったものが残っているように見受けられます。

おとなのこのような考えがあるからこそ、また、今でもおとなの側が無意識にでも、このような考え

Q

でも、具体的にはどんな取組をすればよいのでしょうか？

長

こどものみなさんは
「こんな自分になりたい」「こんな生活がしたい」「こんなものがほしい」「こんなことはいやだ」といった思いがありませんか？

A

新しいゲームソフトがほしいです

B

学校の勉強が嫌いなので、したくないです

C

将来は保育士になりたいなと思っています

長

ありがとうございます
もちろん、こどものみなさんのそういった思いが、いろいろな理由でかなえられないこともあります

里

こどもの思いをすべてかなえるというのは難しいですし、それがこどもにとってよくないと思えるものもあると思います

長

たしかに、そうかもしれません
でも、そもそも、こうした思いを言えないような状況を考えてみるとどうでしょうか
例えば、こんな状況です

- 言いたくても、きいてくれるおとなの人がいない
- 言ったけれども、何も答えてくれない(してくれない)
- 周りのおとなが怖くて言えない

をもってしまふ傾向があるからこそ、おとながこどもの意見をきくということは重要なことであり、こどもの当たり前権利として、おとなが意識してこどもの気持ちや意見をきいていく必要があります。

こういった意図のもとで、現在の計画では「こどもの意見をきくこと(意見聴取・アドボカシー)」を「こどもの権利を守ること(こどもの権利擁護)」としていたと考えられます。

ポーランドの小児科医、児童文学者、教育者として知られるヤヌシュ・コルチャック(1878-1942)の考え方がこどもの権利や「こどもの権利条約」の考え方の背景にあることは知られています。コルチャックは、次のような言葉を残しています。

「こどもは、だんだんと人間になるのではなく、すでに人間なのだ。人間であって、操り人形ではない」

私たちがこの計画で目指しているものを実現していくためには、おとながこどもの意見をきいて、どうしたらこどもの幸せにつながるのか、こどもと一緒に考え、話し合っていく姿勢、取組が必要だと考えています。

10-2 「こどもの思いや意見をきいて、おとながそれにこたえること」

さて、今回の新しい計画では目標を「こどもが人として大切にされ、安心して育ち、自分らしく生きられること(こどもの権利を守ること)」、言い換えるとこどもの権利を包括的に保障することとしています。

そのため、この新しい計画では、こどもの意見をきくための取組に関するタイトルを再検討しました。

こどもの意見をきくことは、こどもの権利の1つであり、目標との関係やこどもの権利条約第 13 条の内容を考慮し、現在の計画では「子ども自身がつ権利と権利擁護(意見聴取・アドボカシー)」としていたものを「こどもの思いや意見をきいて、おとながそれにこたえること」とします。

そして、この「こどもの思いや意見をきいて、おとながそれにこたえること」を取組のはじめに位置づけている理由は、こどもの権利に関わるあらゆる場面(要求のレベル)においても共通することだからです。

特に困難を抱えてサポートを必要とするこどもは、虐待をはじめ、こどもの感情や意思、あるいは存在そのものを否定されたり、放置されたりするような経験をしている場合が多く見受けられます。

したがって、特にこうしたこどものサポートに当たっては、おとなが、こどもが思い(気持ち)や意見を自由に表せる機会を能動的に提供するとともに、そこでこどもから出された思い等にこたえて(応答して)いくことが求められています。

A

そんなことはイヤです

Q

私はこどものころ、親が怖くて、自分のしたいことやほしいものが言えないことがありました

O

施設や里親の家で生活したことがある人は、こうした自分の思いを言うことができないような状況を経験した人もいます

長

そうすると、「こどもの思いや意見をきいて、おとながそれにこたえる」ためにすることは…

P

- こどもが自分の思いや意見を自由に言える状況をつくること
- こどもが言った思いに対して答える(何らかの反応をすること)になると思います

B

私もそう思いました

長

そのとおりだと思います

長

みなさんがお話してくれたとおり「こどもの思いや意見をきいて、おとながそれにこたえる」ためにやっていかなければならないことは、

- こどもが自分の思いや意見を自由に言える
- こどもが言った思いに対しておとながこたえる(答える・反応する)

といったことができる仕組みを整えていくということになります

10-3 こどもの思いや意見をきくために必要なことは？

それでは、こどもへのサポートに当たって、どのようにこどもの思いや意見をきくべきでしょうか。

こどもが思い、気持ち、意見、考え等を言うことのできる、場面や雰囲気、意見等をきくおとなの存在が必要であり、こどもが表明した気持ちや意見等が流されることなくおとなに受け止められ、実際に何らかの形でおとなの行動や支援に影響を与えることが大切です。

また、こどもの意見等はそのこども自身の事柄に関するだけでなく、国や県・児童相談所、市町村の制度や施策を考える際にも、影響を与えるものでなくてはなりません。

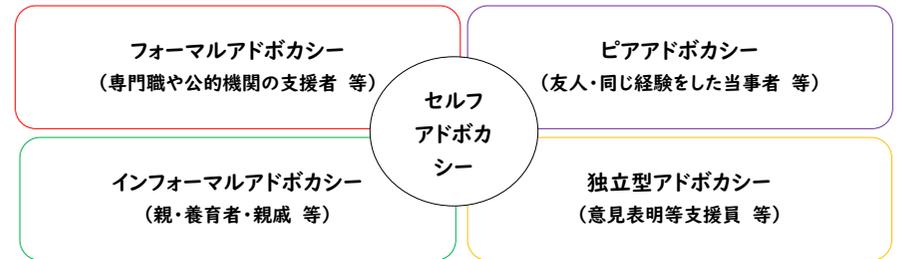
意見等を言う際には、その事柄(自分自身のこと、県の取組に関する事など)について、こどもが意見等を表すことができるように、わかりやすく関係する情報を提供したり、必要に応じて選択肢を提示することや、意見等をきいた結果について、きちんとこどもに報告することも必要です。

ところで、こどもが意見等を言うことは必ずしも簡単ではありません。例えば、赤ちゃんが、自分の言葉で気持ちや意見等を言うことは不可能です。

おとなは、こどもの声にならない気持ちや感じ方なども含めて、こどもの実際の発言だけではなく、態度やしぐさ、行動等からこどもが何を感じ、何が見えているのかをくみ取っていく必要があります。

アドボカシー(権利擁護)はジグソーパズルだといわれています。様々な場面で、様々な形で、様々な立場の人が、こどもの思いや意見をきき、察し、受け止め、総合的にこどもの声を把握しようとしていくことが求められているのです。

【図表 10-1:アドボカシーのイメージ】



もちろん、こどもの意見等とこどもの最善の利益(わかりやすい例としては、「死にたい」という気持ちと命を守ること)が一致しないことも考えられます。

アドボカシーとは「対話」だといわれています。こどもが思いや意見を言えるようにし、それを受け止め、思いや意見に関して、こどもとおとなが対等に話し合っていくことが求められているのです。

弁

こうした「こどもの思いや意見をきいて、おとながそれにこたえる」ということが、新しい計画での取組の中心となっていく、難しい問題を抱えたこどもや家庭に対するサポートをしていくときにも大切なことだということですね？

長

そのとおりです

例えば、難しい問題を抱えたこどもや家庭をサポートするときには、こうしたこどもがどのように感じ、何を思い、どんなサポートを必要としているのかをきちんときいて、考え、サポートに当たるおとながそれにこたえていくことが必要です

学

サポートしていったけれども、いろいろな理由でこどもを家族から引き離さなければならない場合も、こどもの思いや意見をきいたうえで、サポートに当たるおとなはそれにこたえていくことが必要ですね

B

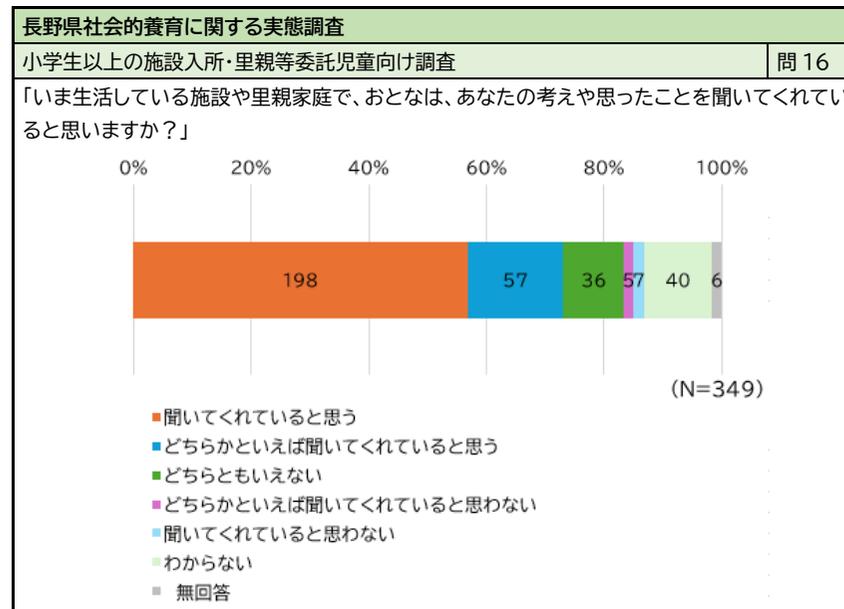
私たちは、親とは離れ、施設や里親の家で暮らしていますが、そうしたくらしのなかでの私たちの思いや意見も周りのおとなにきいてほしいと思います

O

おとなから見れば、ふざけた思いや意見だと感じて、それをきちんと受け止めてほしいと思います
たとえ、意見や思いが実現しなくても、何かこたえ(答え・応え)を返してほしいです
そうしないと、その先にある、こどもたちの本当の思いや意見は出てこないのではないかと思ひます

10-4 「長野県社会的養育に関する実態調査」の結果から

令和6年6月から7月に行った「長野県社会的養育に関する実態調査」では、「こどもの思いや意見をきいて、おとながそれにこたえること(当事者であるこどもの権利擁護の取組)」に関連して、以下のアンケートを行いました。



施設や里親の家で生活するこどものうち、70%以上のこどもが、「聞いてくれていると思う」・「どちらかといえば聞いてくれていると思う」と回答しています。

他方で、約 25%のこどもが、「どちらともいえない」・「どちらかといえば聞いてくれていると思わない」・「聞いてくれていると思わない」・「わからない」と回答しています。

調査の結果、施設や里親の家で生活するこどものうち、一定数のこどもが、おとなが自分の考えや思いをきいてくれないと感じていることが把握できました。

こうした結果からも、「こどもの思いや意見をきいて、おとながそれにこたえる」ための取組をさらに進めていく必要があると考えています。

長

みなさんから言っていたとおりで、
子どもや家庭をサポートしていくときには、計画の取組に共通する考え方(計画の理念)に沿ったサポートをしてほしいと思いますが、
そうしたサポートをする様々な場面で「子どもの思いや意見をきいて、おとながそれにこたえる」ことが必要だと考えています

C

私も、今の生活や将来についての自分の思いや意見をきいてもらって、
おとながそれにきちんとこたえてくれるような取組をしていてもらえるとうれしいです

Q

今、困っている子どものためにも、こうした取組が進むとよいと思います
あと、おとなのみなさんには、子どもがうまく言えないような思いを理解できるようにしてくれるとうれしいです

里

ところで、こうした取組は、現在の計画でも進めてきていますね？

長

はい
主なものとして、このような取組をしてきました

【現在の計画で主に取り組んできたこと】

- 施設や里親の家などで生活している子どもにアンケートをする
- 施設に意見箱を置き、生活することの思い(意見)を出せるようにする
- 施設や里親の家庭で生活することの子どもへ、子どもが権利を持っているということを知ってもらうための本(「子どもの権利ノート」)を渡して説明する

施

そして、こうした取組の結果がどうなったのかについて、
このようなことをチェックしてきましたね

10-5 現在の計画における取組

「子どもの思いや意見をきき、おとながそれにこたえること(当事者である子どもの権利擁護の取組)」
について、現在の計画では、主に以下のような取組を進めてきました。

- ① 子どもアンケートの実施
 - 施設や里親の家庭で生活することの子どもを対象としたアンケートの実施
- ② 一時保護所における取組
 - 児童相談所が設置している一時保護所に入所することの子どもへ、一時保護所のしおりを渡して説明し、思い(意見)を言うことができることを知ってもらう
 - 一時保護所内に意見箱を置き、子どもの思い(意見)が出せる機会を確保
 - 一時保護所を退所した後の行き先やサポートのあり方については、児童相談所の担当職員が子どもとの面談などにより、その子どもの思い(意見・意向)を十分にきいた上で、考えていく
 - 児童相談所の契約弁護士による、一時保護所にいる子どもとの面接の実施
- ③ 児童養護施設等における取組
 - すべての施設に苦情解決のための意見箱を設置するとともに、電話等でも苦情を申し出ることができる仕組みを整備
 - すべての施設において、苦情解決の責任者、第三者委員の配置などにより、苦情解決体制を整備
 - 施設入所前に、児童相談所から「子どもの権利ノート」を渡して説明し、子ども自身が権利の主体であることや、思い(意見)を出したい場合の連絡先などについて知らせる
 - 施設職員による、子どもの権利擁護の学習
 - 意見表明等支援事業の実施(令和6年度から順次実施)
- ④ 里親等へ委託される子どもへの取組
 - 里親家庭に預けられる前に、児童相談所から「子どもの権利ノート」を渡して説明し、子ども自身が権利の主体であることや、思い(意見)を出したい場合の連絡先などについて知らせる
 - 意見表明等支援事業の実施(令和6年度から順次実施)
- ⑤ 児童相談所における取組
 - 子どもの援助に当たっては、子ども最善の利益の実現を念頭に置き、子どもの思い(意見・意向)を尊重し、十分に説明をする

【現在の計画でチェックしてきたこと】

施設や里親の家庭などで生活することのうちの、どのくらいのこどもが、「自分の思いを出すことができている(自分の思いを表明できている)」と答えているか

長

そのとおりです
そして、令和 11 年度までに、すべて(100%)のこどもが「自分の思いを出すことができている(自分の思いを表明できている)」と答えてもらえるようにするという目標にしてみました

B

これまでの取組の結果は、どうなっているのですか？

長

令和2年度に行ったアンケートでは 74.1%でした
そして、令和5年度に行った同じアンケートをしたところ、77.9%でした

O

あまり変わっていないように見えますね

平

令和6年6月から7月に行ったアンケート(長野県社会的養育に関する実態調査)でもアンケートをしていましたね？

長

質問の内容を少し変えましたが、
施設や里親の家で生活することのみなさんに
「いま生活している施設や里親家庭で、おとなは、あなたの考えや思ったことを聞いてくれていると思いますか？」
というアンケートをしました

里

結果はどうでしたか？

10-6 現在の計画における指標(目標値)

「こどもの思いや意見をきき、おとながそれにこたえること(当事者であるこどもの権利擁護の取組)」について、現在の計画では、以下の評価指標と目標値を定めています。

評価指標	目標値	
	令和6年度	令和 11 年度
施設や里親家庭で生活することに向けアンケートで、自分の意見が表明できていると回答した割合	令和2年度アンケートより向上	100%

10-7 現在の計画における指標(目標値)の現状

現在の計画で定めた評価指標と目標値に対して、令和2年度と令和6年度の状況は以下のとおりとなっています。

評価指標	目標の達成状況	
	令和2年度	令和6年度
施設や里親家庭で生活することに向けアンケートで、自分の意見が表明できていると回答した割合	74.1%	73.0%

10-8 現在の計画における指標(目標値)の現状に対する要因分析

これまでの取組は、こどもの意見表明のための環境整備が中心となっていたと考えられます。つまり、

- ① 子どもの権利ノートを使ったりして、こどもが「権利の主体」であるということを知ってもらう
- ② 意見箱の設置等によって、こどもが思い(意見)を出せる環境を整える

という取組が中心になってきたわけですが、これではすべてのこどもが思い(意見)を表明することができなかったと考えられます。

もちろん、思い(意見)を表明したいという(強い)意思があって、意見箱等に意見を出してくれるこどももいます。

しかし、すべてのこどもがそのようなことをできるわけではなく、いろいろな思いはあるけれどもなかなかそれを表に出さない(出せない)こどももいると考えられます。

長

「聞いてくれていると思う」と「どちらかといえば聞いてくれていると思う」と答えた子どもが、73.0%という結果でした

Q

あまり変わっていないというか、少し下がりましたか？

里

令和2年度からの5年間であまり変わっていないと考えればよいと思いますが、なぜでしょうか？

弁

これまでの取組は、大まかにいえば環境づくり、つまり

- 子どもには権利があるということを知ってもらうこと
- 子どもの思い(意見)を受けつける仕組みを整えること(意見箱など)

だったのではないのでしょうか？

A

でも、それだと、思い(意見)を積極的に出せる子どもは出せますが、思い(意見)を出せない子どもが出てくるのではないのでしょうか？

市

環境はつくったけれども、子どもが何か思い(意見)を出してくれるのを待っている状態になっていないかということですね？

長

みなさん、ありがとうございます

たしかに、子どものみなさんの思い(意見)をこちらからききに行くことができてこなかったことが、今の結果になっているのではないかと思っているところです

また、Oさんが言ってくれたように、おとながどれだけきちんとこたえられているか、という点にも課題があるのではないかと考えられます

こうした子どもが一定数いることで、評価指標としている「子どもアンケートにおいて、自分の意見が表明できていると回答した割合」にほとんど変化が見られなかったと考えられます。

いろいろな思いはあるけれどもなかなかそれを表に出さない(出せない)子どもが、持っている思い(意見)を引き出すための取組が十分でなかったと考えています。

また、例えば、意見を出してみただけれど、それが実現するかどうかは別にして、あまり適切におとな(児童相談所の担当職員、施設職員、里親)から反応が返ってこなかったとしたら、意見を言っても無駄だとあきらめてしまう子どももいたかもしれません。

もちろん、現在も児童相談所や施設、里親家庭において、それぞれ子どもの思い(意見)をきくための努力はしていると考えられます。

しかし、児童相談所の担当職員、施設職員、里親との関係を考えて意見を言うのをためらったり、または、意見を言うのをあきらめていたりして、なかなか本当の思い(意見)を出せずにいる子どもがいて、それが現在の結果に反映されているのではないかと考えられます。

そもそも、子どもが思いや意見を言うのは、ほとんどが日常の関りのなか(支援や養育のなか)であることがほとんどであると考えられます。

多くの子どもはおとなの姿勢を肯定的に評価してくれているとも捉えられますが、およそ25%の子ども声をきくことができていないという子どもの声を踏まえ、引き続き、具体的なサポートの場面において、子どもの気持ちに配慮して、ひとりひとりの子どもとの対話を深めていく必要があります。

子どもの意見をきくために必要なこととして、10-3において、おとなは、子どもの実際の発言だけではなく、態度やしぐさ、行動等から子どもが何を感じ、何が見えているのかをくみ取る必要があると説明しました。こうしたことは、乳児のような、まだ言葉で表現することが難しい子どもだけに必要なことではありません。

社会的養護が必要な子どもは、それまでの家族等とのつながりが切り離される・失われる(分離喪失)体験や、生活の場や養育者の頻繁な交代(施設担当職員の頻繁な変更を含む)、虐待の影響等により、子どもの立場や気持ち大切にされてきた経験に乏しいことも多く、偏った認識やそれに基づく反応を身につけていたり、虐待等のトラウマ、知的な障がいや発達障がいなどを抱えていたりする場合も少なくありません。

このような子どもは、おとな(親や養育者、支援者等)に不信任やあきらめの感情を持っていたり、自分の思い(感情)が整理されていなかったり、一般的には適切とはいえない周囲とのコミュニケーションの仕方(極端な甘えや暴力等)を身につけていることも多いと考えられます。

児童相談所の担当職員、里親、施設職員などの子どものサポートに当たるおとなは、こうしたことを理解し、専門的な知識や対応を身につけながら、子どもには何が見えているのかをくみ取るよう努め、日々の支援や養育に反映させていくことも求められています。

学

それに関しては、令和4年に法律(児童福祉法)が変わって

- 子どもを施設や里親の家に預けると決めるときなどには、その決定にかかわるおとな(児童相談所の職員)は、子どもの思い(意見)をきかなければならない(意見聴取等措置の義務化)
- 都道府県は、子どもが思い(意見)を出すことができるようにサポートして、その思い(意見)をもとに子どもに必要なサポートをする取組をする(意見表明等支援事業の実施)

ことなどが入ってきましたね

弁

こうした、法律に加わってきた取組を進めることも必要ですね

そのとおりです

これまで取り組んできたこと(環境づくり)は引き続きやっていきますが、それに加えて、新しい計画では、このような取組をしていきたいと考えています

長

【新しい計画で取り組みたいこと】

- 子どもを施設や里親の家などに預けると決めるときなどには、その決定にかかわるおとなは、子どもの思い(意見)をきくこと
- 子どもが思い(意見)を出すことができるようにサポートして、その思い(意見)をもとに子どもに必要なサポートをする取組をすること
- こうした取組をしていることを子どもやおとなに知ってもらうこと

B

どんな子どもであっても、自分の思いや意見が言えるような仕組みをつくっていくということですね

10-9 新しい計画における取組

令和4年に児童福祉法が改正されたとき、「子どもの思いや意見をきいて、おとながそれにこたえる」ための取組(当事者である子どもの権利擁護の取組)に関しては、以下のことが明記されました(令和6年4月施行)。

- 子どもを一時保護するときや、子どもの里親委託や施設入所を決めるとき(措置決定時)などには、あらかじめ、子どもの年齢、発達の状況等の子どもの事情に応じて意見をきくことなど(意見聴取等措置)が義務(ただし、緊急の場合は措置などの後でも可)(第33条の3の3)
- 子どもの処遇における様々な場面(措置決定時、措置先での日常生活時、第三者機関への苦情申立て時など)において、第三者(意見表明等支援員)による思い(意見)のきき取りや、そこで出た子どもの思い(意見)を踏まえ、関係機関(児童相談所、施設等)との連絡調整を行う事業(意見表明等支援事業)の創設(第6条の3第17項)
- 子どもの権利擁護のための環境整備(第11条第2号リ)

こうした法改正を踏まえ、「子どもの思いや意見をきいて、おとながそれにこたえる」ための取組をさらに進めるため、長野県では以下の取組を進めていきます。

① 子どもへの意見聴取等措置

- 子ども家庭庁が作成した「子どもの権利擁護スタートアップマニュアル」を踏まえながら、児童相談所において子どもの援助を決める際(措置決定時)に、子どもが置かれた状況や今後の援助の内容、その理由等、必要なことを丁寧に説明し、子どもがその説明を理解できたことを確認しながら、子どもの気持ちや意見をきく
- 上記の意見聴取は、可能な限り早い段階で行うとともに、複数回行うこと
- 子どもが思い(意見)を言いやすくするための工夫をし、言葉で思い(意見)を出すことが難しい子どもについても合理的配慮などによって、子どもの思いをくみ取ること
- 子どもから聴取した思い(意見)は、児童相談所で行われる会議(援助方針会議)等において共有し、その子どもの思いを可能な限り尊重しながら、子どもの最善の利益を考慮した上で、子どもや家庭への援助内容を検討すること
- 措置決定の後には、子どもに対してその内容と理由を丁寧に説明すること
- 特に子どもの思い(意見)に反する措置をしようとする場合は、説明を尽くすこと

② 意見表明等支援事業

- 児童福祉法に基づく意見表明等支援事業について、児童相談所に措置されているすべての子どもが利用できる体制を整えること
- 具体的には、子どもがこの事業を知り、必要なときに連絡することができるよう、事業に実際に触れる機会を作るため下記のような取組等を検討して総合的に進めていく
(ア)児童養護施設、乳児院、ファミリーホーム等について意見表明等支援員が定期的に巡回する取組

○

こうした取組が進んで、子どもたちがどこで生活していても、自分らしく
いられるようになっていくとよいと思います

長

そうなってくれると、うれしいです

弁

小さい子どもや、障がいがあって自分の思いや意見を言葉に出せないこ
どもの思いなども「きく」ことが必要ですね

長

どのようにそうした思いを「きく」のかは、新しい計画を進めていくなか
でも考えていく必要があると思いますが、そのとおりだと思います

里

ところで、こうした「子どもの思いや意見をきいて、おとながそれにこた
えること」について、現在の計画のように目標は立てるのですか？

長

はい
主なものとしてこのような目標を立てたいと考えています

【主な目標にしたいもの】

施設や里親の家で生活している子どもにアンケートをして、
「いま生活している施設や里親家庭で、おとなは、あなたの考えや思ったことを
聞いてくれている」と答えてくれる子どもの割合を 100%にすること

里

少し言い方は変わりましたが、現在の計画での目標を新しい計画でも使
っていくということですね

長

そうしたいと考えています

(イ) 里親家庭で生活する子どもについては、直接会って話をする機会を一律に設定(例えば、
措置の経過期間や子どもの年齢・学年に応じて必ず面会するなど)する取組

(ウ) 一時保護所への定期巡回により子どもに事業を周知するほか、措置の決定時や措置後の
面接の際に児童相談所の担当職員が子どもに事業の内容や連絡先等を定期的に知らせ
る取組

- 意見表明等支援事業の実施について、研修や説明会等を通じて、児童相談所、施設、里親など
の関係者の理解が得られるよう努めること

③ 子どもの権利擁護に係る環境整備

- 社会福祉審議会児童福祉専門分科会処遇審査部会において、子どもの申立てに基づく個別ケ
ースに関する調査・審議を行うこと
- 「子どもの権利ノート」等を渡して、子どもに対して、子どもが権利の主体であることや権利擁
護のための仕組み(子どもが自分の思い(意見)を表明するための仕組みや方法)について、わ
かりやすく丁寧に説明すること
- 「子どもの権利ノート」について、意見表明等支援事業の開始等の環境の変化を踏まえ、内容に
ついて修正を検討すること
- 社会的養護(社会的養育)に関わる人たち^{*}に対する研修などを通じた、子どもの権利や権利
擁護の仕組みの啓発や理解の促進、子どもの声のきき方のレベルアップ
- 県において、施設や里親の家庭などで生活する子どものための取組を検討する際には、当事
者である子どもの意見を反映させるための取組(ヒアリングやアンケート)を行う

※児童相談所、一時保護施設、里親・ファミリーホーム、施設、里親支援センター、児童家庭支援
センター、市町村、意見表明等支援事業の委託先団体等の職員

弁

私はよいと思います

C

私もよいと思います

長

ありがとうございます

町

ここで、「こどもの思いや意見をきいて、おとながそれにこたえること」に向けた取組と目標を整理しませんか？

長

そうですね

もう一度整理しましょう

【新しい計画での主な取組】

- こどもが施設や里親の家庭などで生活することを決めるときなどには、その決定にかかわるおとなは、こどもの思い(意見)をきくこと
- こどもが思い(意見)を出すことができるようにサポートして、その思い(意見)をもとにこどもに必要なサポートをする取組をすること
- こうした取組をしていることをこどもやおとなに知ってもらうこと

【主な目標】

- 施設や里親の家庭で生活しているこどもにアンケートをして、「いま生活している施設や里親家庭で、おとなは、あなたの考えや思ったことを聞いてくれている」と答えてくれるこどもの割合を100%にすること

A

自分の家で、家族と生活しているこどもについても、おとなが自分の思いや考えをきいてくれる必要もありますよね？

10-10 新しい計画における取組を進めるために必要な資源等

上記に掲げた取組を進めていくに当たっては、次のような資源等を整備していく必要があります。

必要となる資源等	資源の必要量
社会的養護に関わる人たちやこどもに対する、こどもの権利や権利擁護に関する研修等の実施回数	各年度1回以上
施設や里親の家庭などで生活するこどもについての、新しい計画による取組の認知度・利用度・満足度の確認体制の整備	施設や里親の家庭などで生活するこどもに対する定期的なアンケート等の実施
施設や里親の家庭などで生活するこどもの「こどもの権利」の理解度の確認体制の整備	施設や里親の家庭などで生活するこどもに対する定期的なアンケート等の実施
施設や里親の家庭などで生活するこどものうち、意見表明等支援事業を利用可能なこどもの割合 (今回の新しい計画では、小学生以上のこどもについて、意見表明等支援事業及びその利用手続きを知っているこどもの割合を指標とする ^(注))	100%
施設や里親の家庭などで生活するこどものうち、実際に意見表明等支援事業を利用して満足したこどもの割合	100%
児童福祉審議会におけるこどもの権利擁護に関する専門部会又はその他のこども権利擁護機関の設置及び運営体制の整備	長野県社会福祉審議会児童福祉専門分科会処遇審査部会における調査・審議
社会的養育施策策定の際の当事者であるこども(社会的養護経験者等を含む)の参画体制の整備や、施設や里親の家庭で生活するこどもへのヒアリングやアンケートの実施体制の整備	長野県社会福祉審議会児童福祉専門分科会への社会的養護経験者の参画及び定期的なアンケート調査等の実施

(注)資源整備目標(評価指標)としては、代替養育を受けている小学生以上を対象としています。こどもの思いや意見をきいて、おとながそれにこたえることについては、小学生以上のこどもだけでなく代替養育を受けているすべてのこどもに対して取り組んでいきます。

また、こどもの意見表明権の保障については、本計画では、代替養育を受けているこどもを対象とした取組としていますが、本来は、家庭で生活するこどもを含めた「すべてのこども」に対して必要な取組であることは言うまでもありません。

そのため、長野県社会福祉審議会児童福祉専門分科会の審議においても、「社会的養護」分野の取組にとどまらず、「社会的養育」分野の取組として、取組を広げていく必要があるとの議論がされたところです。

もちろん、Aさんの言うとおりです
ただ、まずは、家族から離れて里親の家や施設で生活しているこどもをサポートするための取組として、先ほど整理した取組を進めていきたいと考えているところです

長

施

特に、こうしたこどもたちは、自分の思いや意見を大切にしてもらった経験が少ないなかで育ってきているといわれるからですね？

そのとおりです
そのため、まずはそうしたこどもたちのための取組を進めていって、それから、家族と生活しているすべてのこどもたちも「おとなが自分の思いや考えをきいてくれている」と感じることができるような取組も考えていきたいと思っています

長

町

家族と生活しているこどもにもアンケートをしていければよいですね

そうしたことも考えていきたいです

長

A

わかりました
また考えていってほしいと思います

学

さて、「こどもの思いや意見をきいて、おとながそれにこたえること」についての取組や目標がまとまったと思いますが、この計画はこどものための、こどもとともにある計画でしたね？

長

そのとおりです

10-11 新しい計画における資源等の整備目標

「こどもの思いや意見をきいて、おとながそれにこたえる」ための取組を進めるに当たって、以下のような資源等の整備目標を設定します。

整備すべき資源等	令和6年度 現状	令和7年度 目標	令和8年度 目標	令和9年度 目標	令和10年度 目標	令和11年度 目標
社会的養護に関わる人たちがこどもに対する、こどもの権利や権利擁護に関する研修等の実施回数	述ベ9回 実施済み	意見表明等支援事業の定着状況やこどもに対するアンケート結果等を踏まえ、開催回数等を調整				
施設や里親の家庭などで生活するこどものうち、意見表明等支援事業を利用可能なこどもの割合	—	10%	25%	50%	75%	100%
定期的に巡回する児童養護施設等の数	2施設 (準備)	2施設 (試行)	4~8 施設	8~14 施設	14~18 施設	全施設※1
定期的に巡回するFH※2の数	—	—	5か所	5~10 か所	10~15 か所	15か所
面会設定する里親に委託されているこどもの割合	一部の 里親家庭 のこども (準備)	一部の 里親家庭 のこども (試行)	20% 程度	20% 程度	30~ 50% 程度	30~ 50% 程度
施設や里親の家庭などで生活するこどものうち、「いま生活している施設や里親家庭で、おとなは、あなたの考えや思ったことを聞いてくれている」と答えるこどもの割合	73.0%	78.0%	81.0%	85.0%	91.0%	100%

※1 児童自立支援施設・児童心理治療施設・障害児入所施設(児童相談所の措置児童に限る)

※2 FH・・・ファミリーホーム(小規模住居型児童養育事業所)

弁

学者さんが言おうとしていることは、
こうした取組を進めていくなかで、子どもたちには何を見てほしい(感じてほしい)のかということをおかないといけないということですね

学

そうです

長

おっしゃるとおりだと思います
そうですね・・・
このようなものでいかがでしょうか？

【子どものみなさんへ】

- いま、あなたは、生活している家(場所)で、「おとな(親など)が、あなたの思いや考えをきいて、こたえてくれている」と思いますか？
- いま、施設や里親の家などで生活しているあなたは、周りのおとなに自分の思いや意見を伝えることができ、おとなはそれにこたえてくれていますか？
- 1年後、2年後・・・5年後・・・の「いま」はどうですか？

C

よいのではないのでしょうか

P

すべての子どもが「おとな(親など)が、自分の思いや考えをきいて、こたえてくれている」と感じられるようになるとよいですね

長

ありがとうございます
今回の話し合いは、まとまったと思いますので、
今日はここまでにしたいと思います

10-12 「子どもの思いや意見をきいて、おとながそれにこたえること」の評価指標

長野県において、「子どもの思いや意見をきいて、おとながそれにこたえること」ができていないかを評価するに当たり、目標等は定めませんが、以下の指標も設定し、評価していきます。

評価指標
社会的養護に関わる人たちや子どもに対する、子どもの権利や権利擁護に関する研修等の受講者数
意見表明等支援事業の委託先の独立性(子どもと利益相反のない独立性)の担保(第三者への事業委託状況)
施設や里親の家庭などで生活する子どもの、新しい計画による取組の認知度・利用度・満足度
施設や里親の家庭などで生活する子どもの、子どもの権利に関する理解度
長野県社会福祉審議会児童福祉専門分科会処遇審査部会における、子どもからの意見申立の件数

参考	子どもの医療における「インフォームド・アセント」
	児童相談所による意見聴取等措置(132ページ)など、子どもの意見をきくときの参考として、子どもの医療において取り組まれている「インフォームド・アセント」について紹介します。 この言葉は、治療の中心は子ども自身で、子どもが感じ、考えていることがあり、その思いや疑問にこたえ、納得して治療を受けてもらえるようにする考え方をいい、子どもが医療情報の説明を受けた上で、賛成・同意することを意味します。一方、インフォームド・コンセント(実際に治療を行うための法的同意)については、子どもが未成年の場合は、親権者等の法定代理人が代諾して行われます。 例えば、誰も注射は嫌なものです。注射がなぜ必要か、注射をするとどうなるのかを聞いて納得できれば、痛くても受けようという気持ちになります。子どもには、おとなと同じように、自分の病気に関する情報を知り、その上で自由に意見を表明する権利(子どもの権利条約第12条)があり、子どもに説明をせずに注射をすることは、子どもの権利を侵害することになります。 子どもに対するインフォームド・アセントは、治療を受ける子ども自身に、本人が理解できる言葉や伝え方で、不安や怖さなどの精神的な負担をできる限り取り除くことを念頭に、病状や治療の必要性、今後の見通しなどについて説明します。そして、医療の主役は子ども自身であることを理解して病気に立ち向かう勇気を持ってもらうこと、更には、治療中も自分らしさを発揮して成長し、不安なことやわからないことを自分で相談するなど、自分の考えや言葉で医療者と対話できるようになることがもっとも重要なことだといわれています。子どもに対して隠し事をしたり、一方的に治療を進めたりすると、親子間や医療者との信頼関係を壊すことにもつながりかねないため、信頼関係を作り、維持するためにも、子どもとの対話が大切だと考えられています。 こうした取組により、子どもが治療に前向きに取り組む、体調の変化に早く気づけるようになる、家族間で情報のギャップがなくなり話を深めることができる、本人と医療者で対話が生まれる、といった効果が期待されています。